

周南市介護保険福祉用具購入費受領委任払取扱事業者の登録に係る確約書

令和 年 月 日

(あて先) 周南市長

所 在 地
申請者 事業者名称
代表者氏名 印

周南市介護保険福祉用具購入費受領委任払取扱事業者の登録にあたり、次の事項を遵守することを確約します。

- 1 介護保険の保険給付の対象となる福祉用具の販売（以下「福祉用具の販売」という。）に関しては、関係法令及び周南市介護保険福祉用具購入費受領委任払に関する要綱（以下「要綱」という。）を遵守すること。
- 2 福祉用具を購入する介護保険被保険者（以下「被保険者」という。）に対して、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、その被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案し、適切な支援を行うよう努めること。
- 3 福祉用具購入費は、市場価格と著しく乖離しないよう適正な価格で行うこと。
- 4 正当な理由なく、制度の利用を拒まないこと。
- 5 関係法令、要綱、この遵守事項等に違反し、その是正等について周南市長から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。
- 6 業務上知り得た被保険者及びその家族の秘密を保持すること。なお、従業者又は従業者であった者が、業務上知り得た被保険者及びその家族の秘密を保持するよう、必要な措置を講じること。
- 7 「周南市介護保険福祉用具購入費受領委任払に関する要綱」第7条第1項に規定する取り消し要件に該当した場合、市長が期間を定め当該登録を取り消すことがある。なお、その期間中は、受領委任払はできないものとする。
- 8 福祉用具の販売にあたっては、周南市、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者等との連携に努めること。
- 9 福祉用具購入に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により、賠償すべき事態が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うこと。
- 10 被保険者負担分については、介護保険法に基づき適正な額を請求し受領すること。
- 11 被保険者が、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたと

きは、遅滞なくその旨を周南市に報告すること。

- 12 被保険者及びその家族からの苦情又は相談があった場合には、円滑かつ迅速に処理を行うこと。その他、当事業者において処理し得ない内容については、関係機関に対して指導又は助言等を求めるることにより、適切な対応方法を検討し対処すること。
- 13 福祉用具販売に関する記録を整備し、受領委任払完結の日から2年間保存すること。
- 14 受領委任払い取扱事業者の登録内容に変更があったとき、又は事業の廃止、休止、再開するときには、速やかに周南市長に届け出ること。